

ジュニア規約

本規約は、NPO法人 JapaneseWay のプライベートレッスンをワールドアスリートクリエイションセンター内(以下Wacc)で受講するジュニア(保護者含む)と NPO 法人 JapaneseWay との間に関する基本事項について定めたものである。

第一条

本規約の適用範囲:

本組織のレッスンを受講するジュニア(保護者含む)とする。

第二条

目的:

本組織が行うレッスンや主催大会、その他行事にも積極的に参加する。また、テニスによって人に出会い、テニスによって学ぶ。テニスは生きるための手段になるというテニス道を追求し人間力を高める。本組織が提案するテニス理論をもとに、状況に合わせて最も適合性の高い練習方法を確立し、日本独自の育成・強化の手法を完成させる。

第三条

入会の資格:

本組織が定めるそれぞれの手続きや方針に同意したジュニアに限る。

第四条

入会手続き:

本組織に入会を希望するジュニアは、所定の必要書類に必要事項を記入し、本組織に提出する。また、本組織に入会するジュニアもしくはその保護者は活動費用を納めなければならない。

第五条

活動の期間:

本組織と保護者との協議により、 年 月 1 日に始まり、 月末に終わるものとする。(但し、状況によって途中入退を認める事がある)

第六条

活動費用:

- 1・活動費用は、本組織が指定したレッスン場所を使用した費用、レッスンで使用したボール費用、指導に対する費用であり、前払いとし指定された費用を納めることとする。尚、それ以外の活動費用は基本的に自己負担とする。その内容は、食費・個人的費用・病気治療費用・学校諸費用・トーナメント参加費用・遠征費用・遠征コーチ引率費用(交通費・宿泊費・日当費)などとする。
- 2・本組織に納付された活動費用は、理由を問わず一切返還されないものとする。

第七条

指導方法・方針:

- 1・レッスン受講を受講するジュニア及び保護者は、本組織が提案する指導方法を厳守し、レッスン受講ジュニアは本組織の方針に従い練習を実施し、保護者におかれましても本組織に全面的に協力し、テニスコートにおける常識を守るものとする。

※別紙参照

- 2・保護者は、本組織の指導方法・方針について疑問または質問がある場合は、現場コーチに直接申し出るものとする。

第八条

休会:

レッスン受講ジュニアの都合により本組織を一時休会する場合には、本組織に確認の上、前月 10 日までに現場コーチに申し出なければならない。

第九条

退会:

1・レッスン受講ジュニアの都合により本組織を退会する場合には、本組織に確認の上、前月 10 日までに現場コーチに申し出なければならない。

※前月 10 日までに報告・連絡・相談がなく入金されたレッスン料金は返金されません。

2・レッスン受講選手または保護者が次の事項のいずれかに該当する時は、本組織は当該レッスン受講ジュニアを退会させることが出来る。練習態度・マナーが悪く、度重なる注意を受けても改まらない場合。本組織を中傷・誹謗し、本組織の名誉を著しく毀損した場合暴力行為、飲酒・喫煙、賭博行為などを行った場合。その他本組織がふさわしくないと認めた場合。

第十条

事故:

1・本組織が指定した練習環境内で発生した傷害などの事故については、本組織が加入する保険に限り保証されるが、それ以外は責任を負わないものとする。

2・レッスン受講ジュニアが本組織の指定した練習環境内において現場コーチ、または他のクラブ選手や第三者に損害を与えた場合、その保護者は速やかにその賠償の責に任ずるものとする。

第十一条

閉鎖:

本組織は社会情勢の変化、その他やむを得ない理由により、速やかに予告の上、本組織を閉鎖する事が出来る。レッスン受講ジュニア及びその保護者はこれに関して何ら異義を訴えず、いかなる種類の請求もしないものとする。

第十二条

通知:

通達または本組織に入会するジュニアまたはその保護者に対する通知は、本組織ホームページやパソコンメールもしくは携帯メールやファックスにて行う。

以上、規約全十二条をレッスン受講ジュニアもしくは保護者様にご理解頂き今後ともご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。